

平成 27 年 6 月 5 日

株主各位

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地
会社名 フタバ産業株式会社
代表者名 取締役社長 三島 康博
お問合せ先 上席執行役員 小木曾 伸一

招集通知記載事項の一部修正について

平成 27 年 6 月 4 日付にてご送付申し上げました当社第 101 回定時株主総会招集ご通知の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所については、_____下線を付しております。

記

修正箇所 1. 「第 101 回定時株主総会招集ご通知」18 ページ

連結損益計算書

< 修正前 >

連結損益計算書

(平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで)

[単位：百万円]

科 目	金	額
売 上 高		422,874
売 上 原 価		399,797
売 上 総 利 益		23,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,709
営 業 利 益		4,367
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	588	
雑 収 入	1,122	1,711
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,366	
雑 損 失	2,595	3,962
経 常 利 益		2,116
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,116
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	752	
法 人 税 等 調 整 額	△440	312
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,804
少 数 株 主 利 益		765
当 期 純 利 益		1,039

<修正後>

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

[単位：百万円]

科 目	金	額
売上高		422,874
売上原価		399,797
売上総利益		23,077
販売費及び一般管理費		18,709
営業利益		4,367
営業外収益		
受取利息及び配当金	588	
雑収入	1,122	1,711
営業外費用		
支払利息	1,366	
持分法による投資損失	494	
雑損失	2,101	3,962
経常利益		2,116
税金等調整前当期純利益		2,116
法人税、住民税及び事業税	752	
法人税等調整額	△440	312
少数株主損益調整前当期純利益		1,804
少数株主利益		765
当期純利益		1,039

連結注記表

<修正前>

[誤謬の訂正に関する注記]

(1) 誤謬の内容

関連会社YMPプレス&ダイ(株)の財務数値の把握が遅れたため、YMPプレス&ダイ(株)及び(株)K.F.N.の持分法適用等に関する判断に誤謬がありました。この誤謬を訂正するため、期首の純資産額を減額させております。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額につきましては、「連結株主資本等変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

<修正後>

[誤謬の訂正に関する注記]

(1) 誤謬の内容

当社は、タイ王国にある持分法非適用関連会社のYMPプレス&ダイ(株)（以下「同社」という）の平成26年3月期の監査済財務諸表が平成27年3月になっても受領できず、同社の決算数値が確定しない事態となりました。このことから、当社が現地調査を行った結果、同社の無形固定資産勘定に多額の生産準備費用等が計上されており、同社に対する当社の投資に対して再評価の必要性及び短期貸付金、売掛金及び未収入金の回収可能性に疑義が生じていることが判明いたしました。

本案件の重要性を考慮して、平成27年4月21日に当社の会計処理の適切性及び同社に対する投融資の承認プロセスの適切性について、外部の専門家を含めた調査、意見が必要であると判断し、社内調査委員会（以下「特別調査委員会」という）を設置いたしました。

特別調査委員会による調査の結果、同社が資産計上した生産準備費用等は金型等に携わる部署の費用、金型等を使用した部品の製造工程における試し部材料費などから構成されていることが明らかとなりました。タイ経済の低迷等の同社を取り巻く環境や生産規模等を勘案した結果、これらの生産準備費用等は発生時に費用化すべきとの判断に至ったほか、平成25年3月期に同社が購入した固定資産の購入額が当社の入手した客観的な評価額を上回っていることが認識されました。

当社においてこれらの調査結果に基づいて同社の財務諸表を適切に修正した結果、持分法非適用関連会社としていた同社と(株)K.F.N.（インドネシア共和国）を過年度に遡及して持分法の適用範囲に含めることといたしました。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

過年度における不適切な会計処理について誤謬を訂正した結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより「連結株主資本等変動計算書」の利益剰余金の期首残高は1,317百万円、その他の包括利益累計額は17百万円それぞれ減少しております。

なお、当連結会計年度において発生した同社に対する短期貸付金740百万円、売掛金116百万円及び未収入金24百万円に対する損失は、営業外費用の持分法による投資損失に881百万円計上しております。

修正箇所 3. 「第 101 回定時株主総会招集ご通知」 24 ページ

連結注記表

< 修正前 >

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

2. 配当に関する事項
(中略)

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成27年6月2日	普通株式	209	利益剰余金	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

< 修正後 >

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

2. 配当に関する事項
(中略)

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成27年6月3日	普通株式	209	利益剰余金	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

修正箇所 4. 「第 101 回定時株主総会招集ご通知」 29 ページ

損益計算書

<修正前>

損 益 計 算 書

(平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで)

[単位：百万円]

科 目	金	額
売 上 高		238,417
売 上 原 価		225,900
売 上 総 利 益		12,516
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,722
営 業 利 益		1,794
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,116	
作 業 く ず 売 却 益	245	
為 替 差 益	372	
雑 収 入	535	5,269
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	467	
固 定 資 産 廃 棄 損	315	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	980	
雑 損 失	690	2,453
経 常 利 益		4,610
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,054	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	684	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	458	4,196
税 引 前 当 期 純 利 益		413
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15	
法 人 税 等 調 整 額	71	86
当 期 純 利 益		327

<修正後>

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31 日まで)

〔単位：百万円〕

科 目	金	額
売 上 高		238,417
売 上 原 価		225,900
売 上 総 利 益		12,516
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,722
営 業 利 益		1,794
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,116	
作 業 く ず 売 却 益	245	
為 替 差 益	372	
雑 収 入	535	5,269
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	467	
固 定 資 産 廃 棄 損	315	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	980	
雑 損 失	690	2,453
経 常 利 益		4,610
特 別 損 失		
<u>関 係 会 社 株 式 評 価 損</u>	<u>2,469</u>	
<u>関 係 会 社 出 資 金 評 価 損</u>	<u>585</u>	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	684	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	458	4,196
税 引 前 当 期 純 利 益		413
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15	
法 人 税 等 調 整 額	71	86
当 期 純 利 益		327

個別注記表

<修正前>

[誤謬の訂正に関する注記]

(1) 誤謬の内容

関連会社YMPプレス&ダイ(株)の財務数値の把握が遅れたため、関係会社株式等の評価に関する判断に誤謬がありました。この誤謬を訂正するため、期首の純資産額を減額させております。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額につきましては、「株主資本等変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

<修正後>

[誤謬の訂正に関する注記]

(1) 誤謬の内容

当社は、タイ王国にある持分法非適用関連会社のYMPプレス&ダイ(株)（以下「同社」という）の平成26年3月期の監査済財務諸表が平成27年3月になっても受領できず、同社の決算数値が確定しない事態となりました。このことから、当社が現地調査を行った結果、同社の無形固定資産勘定に多額の生産準備費用等が計上されており、同社に対する当社の投資に対して再評価の必要性及び短期貸付金、売掛金及び未収入金の回収可能性に疑義が生じていることが判明いたしました。

本案件の重要性を考慮して、平成27年4月21日に当社の会計処理の適切性及び同社に対する投融資の承認プロセスの適切性について、外部の専門家を含めた調査、意見が必要であると判断し、社内調査委員会（以下「特別調査委員会」という）を設置いたしました。

特別調査委員会による調査の結果、同社が資産計上した生産準備費用等は金型等に携わる部署の費用、金型等を使用した部品の製造工程における試し部材料費などから構成されていることが明らかとなりました。タイ経済の低迷等の同社を取り巻く環境や生産規模等を勘案した結果、これらの生産準備費用等は発生時に費用化すべきとの判断に至ったほか、平成25年3月期に同社が購入した固定資産の購入額が当社の入手した客観的な評価額を上回っていることが認識されました。

当社においてこれらの調査結果に基づいて同社の財務諸表を適切に修正した結果、過年度に遡及して同社に対する投資の評価を見直すとともに、短期貸付金、売掛金及び未収入金についても評価を見直すことといたしました。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

過年度における不適切な会計処理について誤謬を訂正した結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより「株主資本等変動計算書」の利益剰余金の期首残高は1,613百万円減少しております。

なお、当事業年度において発生した同社に対する短期貸付金740百万円、売掛金116百万円及び未収入金24百万円に対する貸倒引当金繰入額は、それぞれ営業外費用に740百万円と販売費及び一般管理費に141百万円計上しております。

修正箇所 6. 「第101回定時株主総会招集ご通知」 34ページ
個別注記表

<修正前>

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高の総額		
関係会社との営業取引による取引高	売上高	16,065 百万円
〃	仕入高	13,240 百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高		6,120 百万円

<修正後>

[損益計算書に関する注記]

<u>(1) 関係会社との取引高の総額</u>		
関係会社との営業取引による取引高	売上高	16,065 百万円
〃	仕入高	13,240 百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高		6,120 百万円
<u>(2) 関係会社株式評価損の内容</u>		
<u>(株)フタバインダストリアルインドネシア</u>		<u>2,469 百万円</u>
<u>(3) 関係会社出資金評価損の内容</u>		
<u>重慶福達巴汽車部件(有)</u>		<u>457 百万円</u>
<u>東莞双叶金属制品(有)</u>		<u>127 百万円</u>

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 直 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フタバ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、期首の純資産額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

< 修正後 >

独立監査人の監査報告書

平成27年6月3日

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 直 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フタバ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬を訂正した結果、当連結会計年度の期首の純資産が減少している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

< 修正前 >

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
平成27年 6 月 1 日	
フタバ産業株式会社 取締役会 御中	
有限責任監査法人 トーマツ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 寿佳 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎 裕司 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢野 直 ①
<p>当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>強調事項 個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、<u>期首の純資産額を修正している。</u> 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	
以 上	

< 修正後 >

独立監査人の監査報告書

平成27年6月3日

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 直 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フタバ産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬を訂正した結果、当事業年度の期首の純資産が減少している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

<修正前>

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期監査の方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載されているとおり、過年度の四半期報告書、有価証券報告書等に訂正が発生しました。これを受けて、会社は、再発防止のために財務諸表に係わる内部統制について、関連会社を含めてより一層の充実を図ることとしております。この点を含め、当該内部統制の整備及び運用の状況について、今後も監査役会として引き続き注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月2日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 七 原 直 久 ⑩

社外監査役 高 江 暁 ⑩

社外監査役 本 村 博 志 ⑩

社外監査役 清 水 良 二 ⑩

< 修正後 >

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期監査の方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載されているとおり、過年度の四半期報告書、有価証券報告書等に訂正が発生しました。これを受けて、会社は、再発防止のために財務諸表に係わる内部統制について、関連会社を含めてより一層の充実を図ることとしております。この点を含め、当該内部統制の整備及び運用の状況について、今後も監査役会として引き続き注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月3日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 七 原 直 久 (印)

社外監査役 高 江 暁 (印)

社外監査役 本 村 博 志 (印)

社外監査役 清 水 良 二 (印)

以上